

居宅介護支援事業所重要事項説明書

< 2025年1月1日現在 >

1. 当事業所が提供するサービスについての相談窓口

電 話 026-257-5999 (月～金曜日 9:00～17:30)

FAX 026-257-4596

担当者氏名 介護支援専門員

※夜間および土日祝日は介護支援専門員の携帯電話に転送し、対応いたします。

2. 賛育会豊野居宅介護支援事業所の概要

(1) 居宅介護支援事業者の指定番号およびサービス提供地域

事業所名	賛育会豊野居宅介護支援事業所
所在地	長野県長野市豊野町豊野659番地1
施設長氏名	伴成顕(豊野清風園施設長)
管理者氏名	原田愛(主任介護支援専門員)
介護保険指定番号	居宅介護支援事業(長野市 第2073400133号)
通常サービス提供地域	長野市(豊野・長沼・古里・柳原・朝陽・若槻) ※上記の地域以外でもご希望の方はご相談ください。

(2) 事業所の職員体制

管理者1名(主任介護支援専門員兼務)

介護支援専門員 3名(常勤) 事務員 1名

(3) 営業時間

月～金曜日 午前9時から午後5時30分まで

(土曜・日曜・祝日・12月30日～1月3日は休業)

※夜間および土日祝日は介護支援専門員の携帯電話に転送し、対応いたします。

3. 利用料金

要介護または要支援認定を受けられた方は、介護保険から全額給付されるので下記の(1)(2)についての自己負担はありません。

ただし、保険料の滞納により法定代理受領ができなくなった場合には、1ヶ月ごとに下記の金額を当事業所に支払い、当事業所はサービス提供証明書を発行いたします。このサービス提供証明書を後日保険者の窓口に提出すると、全額払戻しを受けることができます。

なお、地域区分(長野市・7級地)により、1単位あたりの料金を10.21円で計算します。

(1) 利用料(居宅介護費(I))1ヶ月あたり

・要介護1・2の方 1,086単位(11,088円)

・要介護3・4・5の方 1,411単位(14,406円)

(2) 加算等(1ヶ月あたり。要件に該当する場合のみ利用者ごとに算定)

・初回加算 300単位(3,063円)

・入院時情報連携加算(I) 250単位(2,552円)

・入院時情報連携加算(II) 200単位(2,042円)

- ・退院・退所加算(Ⅰ)イ 450 単位 (4,595 円)
- ・退院・退所加算(Ⅰ)ロ 600 単位 (6,126 円)
- ・退院・退所加算(Ⅱ)イ 600 単位 (6,126 円)
- ・退院・退所加算(Ⅱ)ロ 750 単位 (7,658 円)
- ・退院・退所加算(Ⅲ) 900 単位 (9,189 円)
- ・緊急時等居宅カンファレンス加算 200 単位 (2,042 円)
- ・ターミナルケアマネジメント加算 400 単位 (4,084 円)
- ・特定事業所加算(Ⅰ) 519 単位 (5,298 円)
- ・特定事業所加算(Ⅱ) 421 単位 (4,298 円)
- ・特定事業所加算(Ⅲ) 323 単位 (3,297 円) ※算定あり
- ・特定事業所加算(A) 114 単位 (1,163 円)
- ・特定事業所医療介護連携加算 125 単位 (1,276 円)
- ・通院時情報連携加算 50 単位 / 月 (510 円)
- ・同一建物に居住する利用者へのケアマネジメント 所定単位数の 95%を算定

(3)交通費

通常のサービス提供地域(長野市豊野・長沼・古里・柳原・朝陽・若槻)についての交通費の請求はしません。区域外で片道が 10 キロを超える際に、1 キロにつき 37 円を請求します。

4. 居宅介護支援申込みからサービス提供までの流れ

「サービス提供の標準的な流れ」 (別紙 1 参照)

5. ケアマネジメントの公正中立性の確保 (別紙 3 参照)

提供されるサービスが特定の種類や特定の事業所に不当に偏ることがないように、ケアプランに位置付けたサービス割合について、利用者に説明を行うとともに、介護サービス情報公表制度において公表します。

- ① 過去 6 ヶ月に作成したケアプラン総数に占める訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与が位置付けたプランの割合
- ② 過去 6 ヶ月に作成したケアプランに位置付けられた訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与のサービス毎の同一事業者によって提供されたものの割合

6. サービス内容に関する苦情 (別紙 2 参照)

(1)当事業所の相談・苦情窓口

当事業所の居宅介護支援に関するご相談・苦情および居宅サービス計画に基づいて提供している各サービスについてのご相談・苦情を承ります。担当介護支援専門員または管理者までお申し出ください。また、担当介護支援専門員の変更を希望される方はお申し出ください。

(2) 行政機関、その他苦情受付機関 (別紙 2 参照)

各市町村等の介護保険課窓口

長野市 026-224-7891 小布施町 026-247-3111 中野市 0269-22-2295

山ノ内町 0269-33-3111 須坂市 026-248-9020

国民健康保険団体連合会 026-238-1580

7. 事故の対処について

事故が発生した場合には、市町村及び家族への連絡を速やかに行なうと共に、必要な措置を講じることとする。

8. 当法人の概要

法人種別・名称	社会福祉法人 賛育会
代表者氏名	理事長 平野 昭宏
所在地	東京都墨田区太平3丁目17番8号 電話 03(3622)7614

賛育会豊野事業所の施設とサービス提供内容

介護医療院とよの（ベッド数60床）

賛育会クリニック

訪問看護、居宅療養管理指導、訪問リハビリ

介護老人保健施設ゆたかの（96床）

短期入所療養介護、通所リハビリ（1日20名）

特別養護老人ホーム豊野清風園（74床）

短期入所生活介護（16床）

ケアハウスりんごの里（18名）

豊野中央デイサービスセンター（1日35名）

訪問看護ステーションとよの

ヘルパーステーションとよの

その他の経営施設

東京都墨田区・中央区・町田市及び静岡県御前崎市・牧之原に病院・
診療所 訪問看護ステーション・特別養護老人ホーム等

要介護および要支援認定前に居宅介護支援の提供が行われる場合の特例事項

に関する重要事項説明書

利用者が要介護および要支援認定（以下、「要介護認定等」といいます）申請後認定結果がでるまでの間、利用者自身の依頼に基づいて、介護保険による適切な介護サービスの提供を受けるために、暫定的な居宅サービス計画の作成によりサービス提供を行う際の説明を行います。

1. 提供する居宅介護支援について

- ・ 利用者が要介護認定までに、居宅介護サービスの提供を希望される場合には、この契約の締結後迅速に居宅サービス計画を作成し、利用者にとって必要居宅サービス提供のための支援を行います。
- ・ 居宅サービス計画の作成にあたっては、計画の内容が利用者の認定申請の結果を上回る過剰な居宅サービスを位置づけることのないよう配慮しながら、計画の作成に努めます。
- ・ 作成した居宅サービス計画については、認定後に利用者等の意向を踏まえ適切な見直しを行います。

2. 要介護・要支援認定後の契約の継続について

- ・ 要介護・要支援認定後、利用者に対してこの契約の継続について意思確認を行います。このとき、利用者から当事業所に対して、この契約を解約する旨の申入れがあった場合には、契約は終了し、解約料はいただきません。
- ・ また、利用者から解約の申入れがない場合には、契約は継続しますが、この付属別紙に定める内容については終了することとなります。

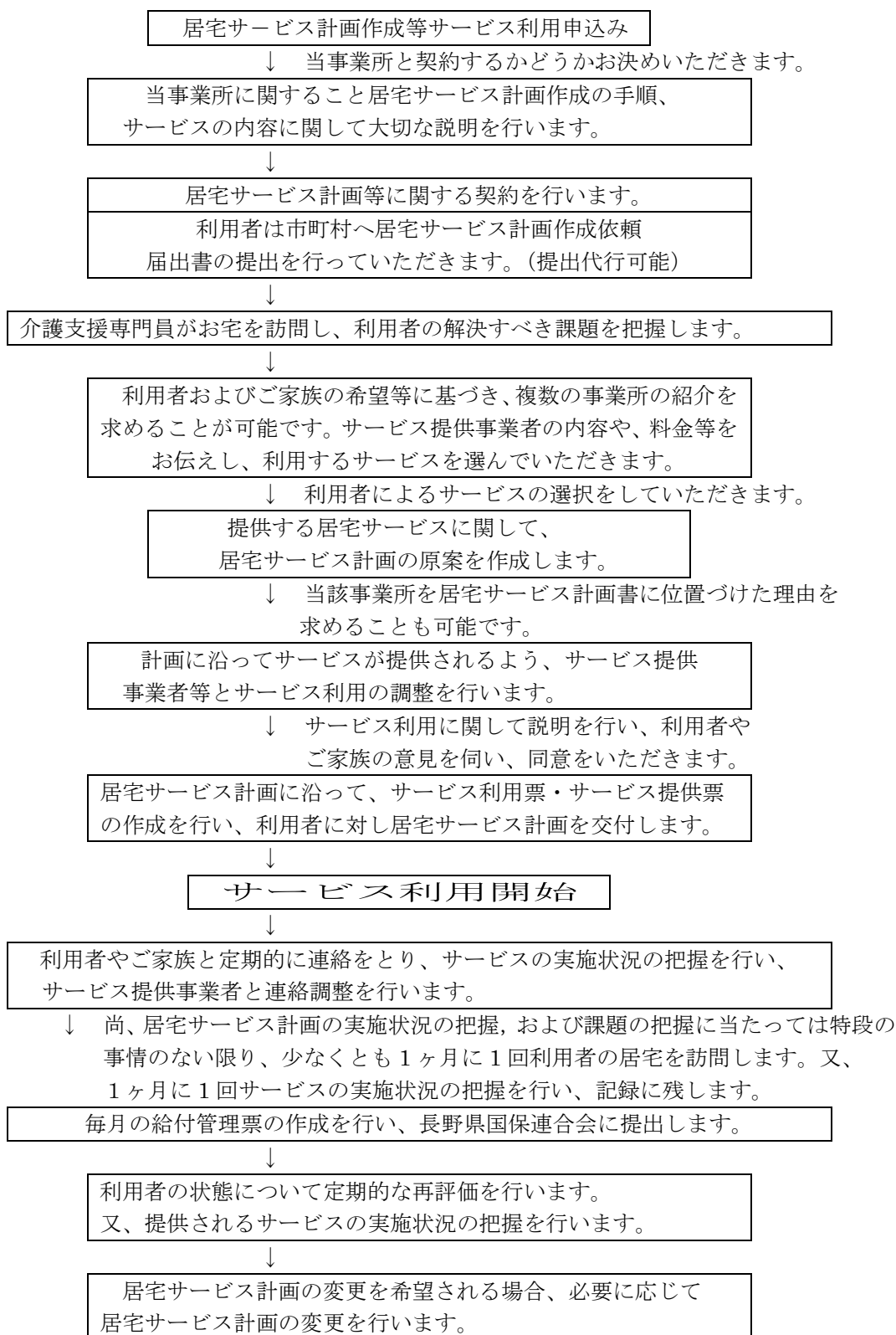
3. 要介護認定等の結果、自立（非該当）となった場合の居宅事業所利用料について 要介護認定等の結果、自立（非該当）と判定された場合、利用料をいただきません。

4. 注意事項

要介護認定等の結果が不明なため、利用者は以下の点にご注意いただく必要があります。

- ① 要介護認定等の結果、自立（非該当）となった場合には、認定前に提供された居宅介護サービスに関する利用料は、原則的に利用者にご負担いただくこととなります。
- ② 要介護認定等の結果、認定前に提供されたサービスの内容が、認定後の区分支給限度額を上回った場合には、保険給付とならないサービスが生じる可能性があります。この場合、保険給付されないサービスにかかる費用の全額を利用者においてご負担いただくこととなります。

「サービス提供の標準的な流れ」



※ 入院される際には、入院時における医療機関との連携を図るため、担当介護支援専門員の氏名及び連絡先を入院先医療機関に提供していただきますようお願いいたします。また、日頃から介護支援専門員の連絡先等を介護保険被保険者証や健康保険被保険者証、お薬手帳等と合わせて保管して頂きますようお願いいたします。

苦情等の相談について

賛育会では施設サービスご利用の皆様からの苦情等について、次のとおりご相談を受け付けております。承りました苦情等のご相談内容については必要に応じて賛育会が委嘱する第三者機関に報告し、ご利用の皆様の立場に立った公正な解決に努めます。

1. ご相談窓口

賛育会の経営または受託する各施設・事業所に設置するほか、法人事務局でも窓口を設けて苦情等のご相談を受け付けています。インターネットを利用して法人のホームページでも受け付けをしています。

(1) 施設・事業所の相談窓口

施設・サービス	苦情受付担当者	苦情解決責任者	電話番号
豊野清風園	生活相談員 徳永寛行	施設長 伴成顕	026-257-4617
賛育会豊野居宅介護支援事業所	管理者 原田愛	施設長 伴成顕	026-257-5999
豊野中央デイサービスセンター	生活相談員 徳竹康祐	センター長 篠原栄子	026-219-1530
ヘルパーステーションとよの	管理者 齋藤美恵子	センター長 篠原栄子	026-257-5642
訪問看護ステーションとよの	所長 福澤尚実	センター長 篠原栄子	026-257-5150

〒389-1105 長野市豊野町豊野659-1 豊野清風園・賛育会地域支援センター
Tel 026-257-4617 Fax 026-257-4596

(2) 法人の相談窓口

担当者 法人事務局 総務課長 連絡先 社会福祉法人 賛育会
〒130-0012 東京都墨田区太平三丁目17番8号
Tel 03-3622-7614 Fax 03-3829-2302
ホームページ <http://www.san-ikukai.or.jp/indexhtml>

(3) その他の相談窓口

長野市介護保険課
Tel 026-224-7991 Fax 026-224-5247
長野県国民保険団体連合会 介護保険課 苦情処理係
Tel 026-238-1580
長野県福祉サービス運営適正化委員会 (苦情相談)
Tel 0120-28-7109 Fax 026-228-0130

2. 苦情対応のための第三者機関について

賛育会では、ご利用の皆様の立場に立った公正な解決を図るため、苦情対応のための委員会を第三者に委嘱しています。賛育会が経営又は受託する施設の地域に在住する有識者の方々と賛育会の監事で構成されています。

委員会の構成

柴田 光昭 (元賛育会理事・職員 特定非営利活動法人協働学舎 ぶどうの会)
阿形 操 (御前崎市民生委員・児童委員、御前崎市地域医療を育む会 代表)
柴田 和子 (墨田区保護司会吾嬬西分長)
板野 修一 (特定非営利活動法人 町田フレンズサポート事務局長)
坂根 慶子 (すみだ女性センター運営委員、すみだ女性センター協力員)
田宮 一茂 (社会福祉法人ベタニヤホーム 法人事務長)
齋藤 希世 (東京 YMCA 教育・保育事業部総括)

年 月 日

確認書

居宅介護支援の提供にあたり、利用者に対して本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

事業所

[所在地] 長野県長野市豊野町豊野659番地1

[名称] 社会福祉法人賛育会

賛育会豊野居宅介護支援事業所

[説明者] _____

私は、本書面により、事業者から居宅介護支援についての重要事項の説明を受けました。

利用者

[住所] _____

[氏名] _____ 印

代筆者 ()

家族代表 (代理人)

[住所] _____

[氏名] _____ 印

(続柄)

2006年4月1日改定	加算等の変更
2008年3月1日改定	実施地域（居宅更新）
2009年4月1日改定	加算項目の新設・変更
2010年2月1日改定	苦情等の相談一部変更
2012年4月1日改定	加算等の変更
2013年4月1日改定	苦情等の相談一部変更
2014年4月1日改定	利用料の変更
2014年6月1日改定	苦情等の相談一部変更
2014年7月1日改定	理事長名の変更
2014年12月1日改定	苦情等の相談一部変更
2015年4月1日改定	利用料・加算等の変更
2016年2月1日改定	通常のサービス地域の変更
2016年4月1日改定	事業所の職員体制の変更
2017年2月1日改定	通常のサービス地域の変更
2017年4月1日改定	事業所の職員体制の変更
2017年5月1日改定	管理者名の変更
2018年1月1日改定	加算の変更
2018年4月1日改定	制度改正による業務上の変更
2019年4月1日改定	事業所名称変更・苦情等の相談一部変更
2019年8月1日改定	苦情等の相談一部変更
2019年12月1日改定	施設長の変更
2020年3月1日改定	施設長氏名・苦情等の相談一部変更
2020年4月1日改定	苦情等の相談一部変更
2021年4月1日改定	報酬改定による変更
2021年12月1日改定	苦情等の相談一部変更
2022年4月1日改定	苦情等の相談一部変更
2022年10月1日改定	苦情等の相談一部変更
2023年4月1日改定	施設長氏名・苦情等の相談一部変更
2024年4月1日改定	報酬改定による変更・苦情等の相談一部変更
2024年7月1日改定	理事長名の変更
2025年1月1日改定	管理者名等の変更